

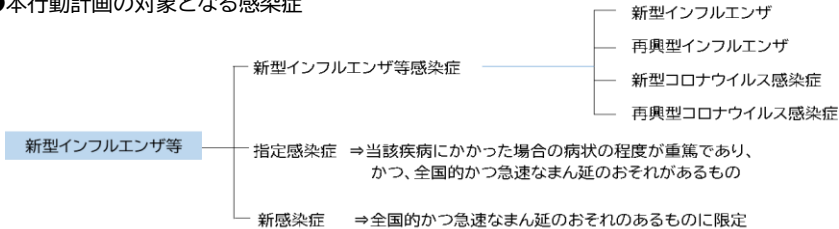
忠岡町新型コロナウイルス等対策行動計画[改定版](概要版)

第1章 新型コロナウイルス等対策特別措置法と行動計画

●新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス等による感染症危機が発生した場合に、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画。
本町は平成26年3月に初版の「忠岡町新型コロナウイルス等対策行動計画」を策定。

●新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるパンデミックへの対応や法改正等を踏まえ、**政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定(R6.7)**されたことに伴い、**大阪府も府行動計画を改定(R7.3)**。

●本行動計画の対象となる感染症



第2章 新型コロナウイルス等対策に関する基本的な方針

目的	・感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。 ・住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 (現行計画から変更なし)
戦略	・発生前から流行状況が収束するまで「準備期」「初期期」「対応期」に分け一連の流れをもった戦略を確立する。 ・対策項目を整理し、6項目から7項目に拡充。情報分野に「リスクコミュニケーション」を追加したほか、「ワクチン」「保健」「物資」の新規項目を追加。 (新規)

<主な改定ポイント>

- (1) 平時の備えの整理や拡充
 - 平時からの体制作りを最重要課題として位置づけ。
 - 平時の備えの充実や訓練による迅速な初動体制の確立、情報収集・共有を行う。
 - デジタル技術の活用による関係機関の連携強化と対応能力の向上を図る。
- (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
 - 医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及など、社会経済状況の変化に合わせた対策項目ごとの時期区分を設定し、適切なタイミングで対応を実施。
 - 平時からの感染症に関する知識の普及と、対策発出時の分かりやすい情報提供・共有。
- (3) 感染症危機下の災害対応
 - 感染症流行中の自然災害発生を想定した情報共有体制の整備。
 - 災害が発生した場合には、国や府と連携した状況把握した迅速な情報提供と避難支援を行う。

第3章 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制

<準備期>	<初期期>	<対応期>
・実践的な訓練の実施 ・行動計画の作成や体制整備 ・関係機関との連携	・新型コロナウイルス等の発生が確認された場合の措置 ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保	・実施体制の在り方 ・特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

5 保健

(新規)

<準備期>	<初期期>	<対応期>
・人材の確保	・相談センターの周知	・健康観察及び生活支援

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(新規)

<準備期>	<初期期>	<対応期>
・新型コロナウイルス等の発生前における住民への情報提供・共有	・情報提供・共有について ・双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	・情報提供・共有について ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応

6 物資

(新規)

<準備期>
・感染症対策物資等の備蓄

3 まん延防止

<準備期>	<初期期>	<対応期>
・新型コロナウイルス等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等	・町内でのまん延防止対策	・感染拡大防止策に関する、住民、事業者等に対する要請 ・緊急事態措置の実施

7 住民生活及び住民の社会経済活動の安定の確保

<準備期>	<初期期>	<対応期>
・情報共有体制の整備 ・支援の実施に係る仕組みの整備 ・物資及び資材の備蓄等 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬体制の構築	・遺体の火葬・安置	・住民生活の安定の確保を対象とした対応 ・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

4 ワクチン

(新規)

<準備期>	<初期期>	<対応期>
・接種に必要な資材 ・供給体制 ・接種体制の構築 ・情報提供・共有 ・DXの推進	・接種体制の構築 ・ワクチンの接種に必要な資材の確保	・ワクチンや必要な資材の供給 ・接種体制 ・情報提供・共有 ・健康被害救済

<参考：前計画の対策項目>

- (1)実施体制
- (2)サーベイランス・情報収集
- (3)情報提供・共有
- (4)予防・まん延防止
- (5)医療体制
- (6)住民生活及び住民経済の安定の確保

<参考:前計画の対策項目>

- (1) 実施体制
- (2) サーバイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療体制
- (6) 住民生活及び住民経済の安定の確保